

消防消第 254 号
平成 30 年 9 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防職員委員会運営事例集について (通知)

標記について、別紙のとおり取りまとめたので送付します。

貴職におかれましては、別紙の内容に御留意いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

消防職員委員会運営事例集

消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部を改正する件（平成 30 年消防庁告示第 17 号）による改正後の消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成 8 年消防庁告示第 5 号。以下「告示」という。）に係る消防職員委員会運営事例集を以下のとおりお示しします。

各消防本部におかれては、既にお示ししている「消防職員委員会運営事例集」（平成 15 年 3 月 25 日付け消防消第 61 号消防庁消防課長通知にて配布）と併せて、消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営の参考にしていただき、委員会運営の一層の円滑化と充実を図り、本制度がより有意義なものとなるよう、適切な対応をお願いします。

1 委員間の活発な委員会審議（第 2 条及び第 8 条の 3 関係）

委員会当日は、審議の前に、提出された意見に対する所管課の所見や現状を委員長及び委員に説明するとともに、委員長の的確な議事進行の下で、委員から積極的に発言が行われ、審議の結論を得ている（神奈川県／横浜市消防局）
※ ほかに多数の本部で、同様の取組を実施

（解説）

委員会は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の見解を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、委員会の審議は、委員間で活発に行われることが望ましく、委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する（第 2 条第 1 項）立場から、これを促進することが期待されています。上記事例も参考にしながら、活発な委員会審議を行っていただきたいと考えています。

「平成 28 年度中の消防職員委員会の運営状況調査（追加）に係る調査結果について」（平成 30 年 3 月 26 日付け消防庁消防・救急課事務連絡）にて結果を送付した調査（以下「実態調査」という。）では、全体の約 4 分の 1 の本部（175 本部）において、委員長が 5 年以上在任していることが確認されていますが、「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について（通知）」（平成 30 年 9 月 6 日付け消防消第 242 号消防庁消防・救急課長通知。以下「通知」という。）第 1 の 1 のとおり告示を改正し、委員長が委員よりも著しく長く在任する場合には、委員長の委員会における影響力が過度に大きくなるおそれがあることを懸念し、委員長の任期を新たに定める（第 2 条第 2 項）とともに、委員長は消防長

に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充てること（消防組織法第17条第3項）とされていることから、再任を可能（第2条第3項）としています。また、委員長に対し、消防職員が意見を提出しやすい環境づくりや、委員会の公正性・透明性の確保に努めなければならないこと（第8条の3）としています。

2 委員の指名（第4条第1項及び第8条の3関係）

（1）職員による委員の推薦方法

- 各署所において当直班ごとに班員全員で話し合いを行い、両班で調整して、新委員を推薦している（岐阜県／下呂市消防本部）
 - 前年度選出区分より選出された委員を中心に、選出区分ごとに全職員で話し合い、新委員を推薦している（長崎県／松浦市消防本部）
- ※ ほかに多数の本部で、同様の取組を実施

（解説）

委員の半数は、職員の意向を反映するため、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名する（第4条第1項）こととされており、推薦については、通知第2の1のとおり、当該組織区分に所属する職員の話合いにより行うものとしています。上記2事例は、これを適切に運用している取組です。

また、所属ごとの職員の話合いにより推薦人を選出し、当該推薦人間の話合いにより委員を推薦するといった工夫をしている大規模消防本部もあります。

なお、職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられますが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則です。

（2）委員の多様性の確保

- 女性専用の設備等に関する意見もあることから、委員に女性を一人以上登用するようにしている（島根県／松江市消防本部）
- ※ ほかに多数の本部で、同様の取組を実施

（解説）

委員会は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、委員構成については、提出意見を様々な視点から審議し、もって委員会を活性化させる観点から、多様であることが望ましいと考えています。

消防庁では、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日付け消防消第149号消防庁次長通知）を発出

するなど、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組を推進しているところであり、上記事例は、こうした施策の方向性と軌を一にする取組です。

3 意見提出者の氏名の取扱い（第6条第1項及び第8条の3関係）

- 委員会の庶務を担当する部課において、決裁書類や資料等には提出者の所属名や氏名を記載しないようにすることで、秘匿性を確保し、意見提出しやすい環境づくりを図っている（岐阜県／大垣消防組合消防本部）
- 職員に対しての意見書提出についての通知文中に、秘匿性確保のため、委員会審議において「提出者の氏名を明かさない」と明記している（兵庫県／宝塚市消防本部）

（解説）

委員会の活性化に向けては、意見の提出しやすい環境づくりを行うことが、意見提出の促進につながると考えています。上記2事例は、これに資する取組です。

従前から、委員会の審議に当たっては、意見提出者の氏名を明らかにしないこととしていたところですが、これに加えて、通知第1の2のとおり告示を改正し、消防職員が、意見取りまとめ者を経由して意見を提出する場合に、意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において、意見提出者の希望に応じて、その氏名を記名、匿名のいずれにするか選択できる欄を追加すること（第6条第1項別記様式）としています。

また、従前から、「職員個人の意見の提出であると認められる限り、連名による提出も可能」としているところですが、今回の第6条第1項別記様式の改正により、

- 連名での意見提出者の中に、記名を希望する者と匿名を希望する者が混在する場合には、「記名を希望する意見提出者氏名ほか匿名〇名」からの意見という形で、
- 連名での意見提出者全員が匿名を希望する場合には、「匿名〇名」からの意見という形で、

それぞれ意見取りまとめ者から事務局に意見が提出されることとなります。

4 委員会の開催（第7条第1項関係）

（1）意見提出がなかった場合も委員会を開催

意見提出がなかった場合でも、次のような議題を事務局が設定し、委員会を開催している

- 過去の委員会で出された意見について
（具体的には、以前の意見のうち「実施が適当」等とされたが未実施の

ものや、「諸課題を検討」等とされた意見の検討結果を受けての今後の対応など）（京都府／舞鶴市消防本部）

- 委員会のあり方について（愛媛県／大洲地区広域消防事務組合消防本部）
- 消防士長昇任試験制度の見直し（北海道／恵庭市消防本部）
- 健康管理について（北海道／日高東部消防組合消防本部）
- ハラスメント対策（北海道／北留萌消防組合消防本部）
- パワハラ対応及び休暇取得状況について（宮崎県／串間市消防本部）

※ ほかに多数の本部で、同様の取組を実施

（解説）

委員会については、意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、事務局からの各種報告事項等を議題として開催するよう、従前から求めているところです。上記事例も参考にしながら、委員会制度の更なる活用を図っていただきたいと思います。

（２）必要に応じた委員会の複数回開催

- 毎年度前半（７月頃）に委員会を開催しているが、意見が審議対象外とされた場合に、当該意見提出者から異議申し立てがあり、事務局及び消防長で再検討し年度中に審議が必要となれば、再度委員会を開いている（開催予定の委員会に間に合う場合はその委員会で審議）（北海道／森町消防本部）
- 委員会は定例で年２回開催することとしており、予算編成前の７月から８月の間に１回、１月から２月の間に１回、それぞれ開いている。これに加えて、意見取りまとめ者が、提出された意見の内容から必要と判断した場合は、委員長と協議し、定例の委員会とは別に臨時の委員会を開催することとしている（福岡県／みやま市消防本部）

（解説）

委員会の会議は、毎年度の前半に１回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする（第７条第１項）とされています。上記２事例は、毎年度前半の１回の開催に加え、必要に応じて複数回開催している事例です。

５ 意見提出期間の確保（第７条第２項関係）

- 意見を提出しやすくするため、通年で意見提出を受け付けている（東京都／東京消防庁）
- ※ ほかに多数の本部で、同様の取組を実施
- 意見提出に際して、提出者が、意見を補強する資料を集める期間を確保するため、意見提出に係る期間を約２ヶ月確保している（和歌山県／橋本

市消防本部)

※ ほか多数の本部で、同様の取組を実施

(解説)

意見提出期間を長く確保し、意見提出をしやすい環境づくりを行う観点から、上記2事例は、精力的な取組といえます。

今回の実態調査では、全体の約4分の1の本部(190本部)において、14日以下の意見提出期間を設けていることが確認されていますが、通知第1の3の(1)のとおり告示を改正し、意見を提出しやすい環境づくりを行い、もって委員会の活性化を図る観点から、当該期間を十分に確保すること(第7条第2項)としています。具体的には、消防本部の規模等にもよりますが、一つの目安として、少なくとも30日間程度が適当とお示ししているところです。

6 委員会の開催の周知(第7条第2項関係)

- 委員会開催の事実等(開催日時・場所等を含む。以下同じ。)を、全職員にメールで周知している(滋賀県/湖南広域消防局)

※ ほか多数の本部で、同様の取組を実施

- 委員会開催の事実等を、開催日の約50日前から、全職員がアクセスできるイントラネット上で周知している(秋田県/横手市消防本部)

※ ほか多数の本部で、同様の取組を実施

(解説)

職員から意見を提出しやすい環境づくりを行い、委員会の活性化を図る観点から、委員会開催の事実等については、開催日より十分に前から、全職員に対して遅滞なく周知することが必要であり、上記事例も参考にしながら、取り組んでいただきたいと考えています。

今回の実態調査では、全体の約4分の1の本部(205本部)において、委員会開催の事実等を全職員に対して周知していないことが確認されていますが、通知第1の3の(1)のとおり告示を改正し、意見を提出しやすい環境づくりを行い、もって委員会の活性化を図る観点から、消防職員全員に対し、あらかじめ、意見提出期間、会議の日時及び場所を周知すること(第7条第2項)としています。

7 審議対象外の場合の取扱い等(第7条第3項関係)

- 審議対象外となった理由については、委員が意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、個別に、単に法律で定める項目に該当しないというだけでなく、なぜ該当しないと判断したかも含めて丁寧に説明し、委員会の透明性の確保を図っている(山梨県/都留市消防本部)

※ ほか多数の本部で、同様の取組を実施

- 審議対象外とした意見について、異議申し立ての受付や再提出期間の設定を行っている（茨城県／筑西広域市町村圏事務組合消防本部）

※ ほか多数の本部で、同様の取組を実施

- 提出された意見が審議対象外となることを避けるため、手引きなどであらかじめ審議対象外の範囲を明確にしている（大阪府／大阪市消防局）

※ ほか多数の本部で、同様の取組を実施

（解説）

提出意見については、制度の趣旨に照らし、消防組織法第17条第1項各号に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審議対象外とし、できるだけ広く審議事項とすることが望ましいと従前からお願いしているところですが、上記3事例は、提出意見について審議対象外とした場合等に、高い透明性を確保して対応している取組といえます。

今回の実態調査では、28本部において、提出意見が審議対象外であることを提出者に伝えていないことが確認されていますが、通知第1の3の(2)のとおり告示を改正し、提出意見が審議対象外とされた場合には、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、委員会が開催される日までにその理由を通知すること（第7条第3項）としています。

8 審議結果の周知（第8条の2関係）

議事録を、委員に確認の上、全職員に周知している（長野県／上伊那広域消防本部）

※ ほか多数の本部で、同様の取組を実施

（解説）

委員会の審議結果については、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知すること（第8条の2）としていますが、審議の概要については、通知第2の5のとおり、審議の内容をできる限りの透明性をもって周知する観点から、審議結果だけではなく、審議した意見の内容や当該意見に関して委員から出された主な意見を併せて記載するものとするとしています。上記事例は、議事録を周知し、さらに詳細の内容を伝えることで、委員会の透明性の確保を図っている取組です。

今回の実態調査では、全体の約3分の1の本部（242本部）において、審議結果のみを周知していることが確認されています。

9 その他

（1）委員会制度の一層の活用に向けた方策

- 委員会の理解を深め、委員会の活用を促すため、新人職員を対象に、委員会がどのように組織され、活用されるのかについて勉強会を開催している（福岡県／直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部）
- ※ ほかに多数の本部で、同様の取組を実施（対象は、若手職員、委員、意見取りまとめ者、全職員等様々）
- 委員会の概要や意見書の書き方等をわかりやすく周知するため、「消防職員委員会ハンドブック」を作成している。また、過去の意見概要等について閲覧できるよう、職員全員がアクセスできるイントラネットに委員会のコーナーを設けている（神奈川県／横浜市消防局）
- ※ ほかに多数の本部で、同様の取組を実施

（解説）

委員会制度の一層の活用を図っていくためには、すべての消防職員が本制度を十分に理解することが必要ですが、上記事例は、これを積極的に進めようとする取組です。

（２）委員会の意見の実現に向けた方策

- 消防長の処置の結果について、市長へ報告することで、消防に対する理解を深めていただいている（福岡県／直方市消防本部）
- 委員会の消防長に対する意見のうち、「実施が適当」とされた意見について、予算編成時に、財政当局に通知し情報共有を図っている（長崎県／県央地域広域市町村圏組合消防本部）
- 消防吏員を市の財政部局に配属し、財政の知識等を修得させている（岐阜県／多治見市消防本部）

（解説）

委員会の意見について、通知第２の７の（１）のとおり、消防長は、その趣旨を尊重して処置するよう努めることとしていますが、その実現に向けては、人事、財政など市町村長部局の理解と協力が必要なものも少なくないところであり、これらの部局との連携を強化していくことが必要です。

上記３事例も参考にしながら、委員会の意見の実現に向けて取組を進めていただきたいと考えています。